

「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検」 に関するE A B u Sのパブリックコメント

内閣官房IT担当室が募集した「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検」に関して、E A B u Sとして以下の内容のパブリックコメントを提出いたしました。

意見の対象となった文書は以下のURLをご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kongo/digital/dai9/9siryoushi.pdf>

規制、制度、慣行、又は手続等の名称	電子帳簿保存法における簡便な対応
規制、制度、慣行、又は手続等の現状	<p>国税関連帳簿書類については、e文書法の適用から除外されている。商取引に関わる文書保存がe文書法で認められているにも関わらず、国税関連書類についてのみ適用が除外されていることは、企業活動における文書の電子的保存の重複化を招いている。</p> <p>国税関係の帳簿書類の電磁的保存は、国税当局による事前の承認を得ることが求められているが、その手続が煩雑で企業に大きな負担を強いることから電磁的保存が普及せず、企業にとっても国税当局にとっても適正な納税義務の履行における効率化が進んでいない。</p>
具体的な問題点	<p>国際的な電子商取引の進展において、取引現場で発生する電子的書類と行政手続に供する文書との一貫性は、企業活動におけるITによる効率化を進める上で必須である。既存の法体系では、民間書面の電子保存はe文書法に準拠して定める関連府省の政令により規定される一方、国税関連文書の電子保存は電子帳簿保存法ならびにその関連法及び取扱通達により規定されている。結果として企業活動における文書の電子的保存には複数の法律が適用されることになり、企業における電子文書保存を困難にしている要因の一つとなっている。</p> <p>税務調査の際、紙に印刷した文書は証憑として有効であるが、電子帳簿の際には電子署名並びにタイムスタンプを付した電子文書のみでは証憑として認定されず、予め電磁的記録による保存に関する承認を受けておく必要がある。この承認を受けるためには、国税関係の電磁的記録の生成過程である企業の基幹系情報システム全体の詳細について審査を受け許可を得る必要がある。このような手続きは企業に膨大な負担を強いるばかりか、その審査の技術的実効性についても疑問が残る。また、現実には証憑能力への不安等から結局は紙での保管が一般的になる原因を作りだしている。</p>

<p>問題により不利益を被っている、困っている人又は団体等</p>	<p>企業全般</p>
<p>改善提案 (解決方法及び解決による効果)</p>	<p>【改善提案】 電子帳簿保存法を廃し、同法の趣旨をe文書法に準拠した財務省令とする。 国税関係の帳簿書類の電磁的保存の事前承認制を廃止する、あるいは少なくともその生成過程である情報システムの機能や処理プロセスについては審査の対象外とする。</p> <p>【根拠】 基幹系情報システムに瑕疵がある場合、国税関係の帳簿書類の不具合以前に、企業活動や商取引に重大な支障をきたすことになるので、企業は基幹系情報システムを十分に精査した上で運用しており、情報システムの正当性は担保されていると考えられる。 また、電子化文書の標準的フォーマットに内在する機能(電子署名並びにタイムスタンプ)の活用により、電子化文書の正当性担保と長期保存は実現可能である。</p> <p>【効果】 この改善によって、国税関係の帳簿書類の電磁的保存が普及し、税務調査の際に発生する膨大な紙文書の準備作業が削減されるとともに、担当税務官の紙による調査過程も大幅に効率化されることが期待できる。 同時に、企業のペーパーレス化が進展すると同時に、電子文書に対する信頼性の比重が増すことで、ITの浸透が増進する効果が期待できる。</p>
<p>根拠法</p>	<p>電子帳簿保存法 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則 電子帳簿保存法取扱通達</p>
<p>関連府省等</p>	<p>国税庁</p>